

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(女川原子力発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請(残留熱除去系主要弁の弁体取替工事等))【10】」

2. 日時：令和5年7月7日(金) 16時30分～19時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥安全規制調整官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

東北電力株式会社：

女川原子力発電所 保全部長 他15名(うち4名はTV会議システムによる出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事の計画の変更認可申請審査資料一覧
- ・資料2 女川2号設工認 指摘事項に対する回答整理表
- ・資料5 補足-100-6-1 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について
- ・資料6 補足-100-6-2 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について
- ・資料7 補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について
- ・資料8 補足-100-6-4 原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について
- ・資料9 補足-100-6-5 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の要目表記載変更について
- ・資料10 設計及び工事計画変更認可申請書 申請範囲及び目録
- ・資料27 VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(5号)」との整合性
- ・資料43 VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- ・資料45 VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 原子炉格納施設

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	施設をイトウですこれから女川へん人のヒアリングを開始いたします。
0:00:06	衛藤。
0:00:07	今日もですね出していただいている資料を中心に確認を進めていきます。
0:00:15	まずは、該当整理表で回答してもらっているところについてなるべく手短かに進めていきたいと思っております。
0:00:29	ちょっとお待ちください。
0:00:44	はい。回答整理書、順番にいきます。ナンバー、
0:00:50	129 については、
0:00:54	ファンネルのところで、甲斐関井の
0:00:59	あたりの説明を見直してもらっていますと。
0:01:03	ここ何かありますか、ないですかね。はい。ここは飛ばします。はい。
0:01:10	130 番についても、よろしいですかね。はい。
0:01:16	それじゃあ次にいって 131 番、すいませんちょっとここは確認をしたいところがあってこの残留熱除去系主要弁っていうのは、
0:01:27	第 2 条第 2 項第 9 号のイには該当しないっていうことでもいいんですかね。バウンダリだと思うんですけど。
0:01:38	はい。東北電力の鈴木です。こちら、第 9
0:01:43	技術基準規則の定員にございます。
0:01:46	へえ。
0:01:47	九条のいいですかね、一次冷却系統に関わる、設備及びその附属設備の解釈として、
0:01:54	現象冷却脱着場に属する設備等、
0:01:58	という記載がございます。こちら規則の一次冷却系統に関わる設備ということもございますので、
0:02:05	一次冷却系統に今回の
0:02:09	申請しております資料では当たらないというふうに判断してございますので以降の方は、対象外というふうに整理をしております。以上です。
0:02:28	越冬
0:02:29	セイトウです。あれだけ一次冷却系とってというのが、
0:02:33	1 名循環する設備と同じものを指してるっていうことなんでしたっけ。
0:02:39	配当クレームのスズキですはい。ご認識の通りです。
0:02:50	ってことは会社食う、貸借だけ見ればバウンダリに属しているので、対象になりそうなんですけど、ここはあくまで本則で見て、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:01	一次冷却系統。
0:03:03	に入っていないので、
0:03:07	適用条文にはならないということ等、これは元から新規制の時からそういう整理で他の設備とかもずっとやってやってたという理解でいいんですか。
0:03:25	はい。クリニックの鈴木です。はい。こちらについては同じような考えで整理をしてございました。以上です。
0:03:33	はい、セトイトウです。とりあえず、
0:03:35	わかりますし、
0:03:39	はい。
0:03:42	いいですか。
0:03:44	はい。
0:03:46	132 番に行きます。
0:03:50	132 番については、補足説明資料に加えてもらったんですね。
0:04:02	ちょっとここについては、
0:04:07	はい。
0:04:08	はい。
0:04:09	今のところ特段ありません。細かいところを見て追加であれば聞きたいと思っておりますけど。はい。以上です。
0:04:18	それから、
0:04:20	ナンバー133。
0:04:26	坂については、
0:04:30	ここも記載の適正化ということで、ここについても、私からはトップではございません。
0:04:37	あと134 番について、
0:04:41	ちょっとここがですね、
0:04:46	どこ見たらいいのかな。
0:04:49	資料2の55 ページ。
0:04:54	辺りですか。
0:04:57	すいませんねちょっと55 ページを見てちょっと、
0:05:04	あまりよくわからなかったところがあってですね。
0:05:07	まず、丸野条文がすべて赤字であるという対応に見えるんですけども、
0:05:16	後囊、
0:05:19	92 ページ以降を見ると、丸野条文の中で赤字と黒字等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:27	あるっていうそういう整理だと。
0:05:30	とっていて、
0:05:33	ちょっとこのす。
0:05:35	ところ確認したいんですけど
0:05:38	○条文は赤字の書類だけっていうのは正しいんですか。
0:05:48	東北電力の長谷川ですそのようなご理解の通りで、整理をした。
0:05:56	ですけども、すいません 92 ページ以降で書かれてる黒字の部分は、
0:06:02	どういう扱いになるんですか三角条文なんですかこれは、いや、
0:06:07	東北電力の長谷川です。92 ページ以降なんですけども、欄外に記載している通り、各条文に対する縦軸の書類、
0:06:17	これは新規制基準の審査の際に、補足説明資料として、各条文の適合性確認するために、別表第 2 で定める添付書類としては、こういうものがありますっていうのを、
0:06:31	事業者として整理したものです。はい。
0:06:35	その中で、今回の工事に関係する部分、かつ、今回の審査に必要なものが赤字というような位置付けイコール、
0:06:45	今回の審査対象条文丸になっている部分。
0:06:48	で、お示している必要な書類というような整理となっております。でするので、ちょっとこの 92 ページ以降は、今回の工事にかかわらない。
0:06:59	うん。添付書類のところもちょっと記載しているような状況になって黒字として記載しているような状況になって、
0:07:06	以上です。
0:07:12	どうしようかなと。
0:07:14	すいません。55 ページの、
0:07:17	評定。
0:07:19	黒字って書いてあって、それが三角の条文とバツの条文と。
0:07:26	ひもづけられるように見えるんですけどそれって、92 ページ以降、
0:07:32	の黒字であって当てはまってるどこを指してるんすか。
0:07:36	はい。東北電力の発生側です。
0:07:39	例えばですね。
0:07:44	×に当てはまる。
0:07:46	とすれば、
0:07:48	今回、例えば、何でした。
0:07:53	94 ページ開いていただきたいんですけど、
0:08:02	はい。54 条で SA の条文がございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:07	ここは軒並みSAの系統としては、適用される条文ということで、我々と考えてございます。
0:08:17	例えば、高圧代替注水系って言えば、上から三つ目の幹線結線図、ここはどちらかというと電源側の話になるので、
0:08:29	黒字で、かつ、バツになるようなものだと考えて、
0:08:34	一方で、
0:08:35	下の方へ行くと、火災防護であったり、溢水防護であったり、うん。そこは黒字で書いてますが、ここはもちろん、高圧代替注水系の方には一応適用されるけど、
0:08:47	今回影響ないので三角としているところの、黒字に該当して、
0:08:53	ちょっと1例ですけども、以上になります。
0:08:56	規制庁一条です。ごめんなさい、あまりこのセイリガクを長々とやってもしょうがないとは思っているんですけど、何か今の話だと54条っていう一つの条文の中で丸三角バツがあるような気、
0:09:09	ふうに聞こえてですね、ちょっとイメージが違うのかなと思っていて、すみません
0:09:16	私のイメージを申し上げますと、
0:09:19	まず、92ページ以降に載っている条文は、すべて丸の条文であると。
0:09:26	丸野条文であって、その中に赤字の書類と黒字の書類がありますと。
0:09:33	で、三角の条文とバツの条文は、それぞれ三角とバツの定義があって、2種類あるんですけどそれは、92ページ以降には書かれていなくて、
0:09:46	書かれていなくて、55ページの表で言うと、
0:09:51	記載なしであると。
0:09:53	いうイメージでいます。
0:09:55	それを踏まえて55ページの表はどうなるといいのかなっていうと、
0:10:02	ケース3の真ん中になんか、横線を引く。
0:10:06	横線に分割してですね。
0:10:08	そこまで
0:10:11	横瀬に分割して、
0:10:14	技術基準規則適用す、何ていったらいいか。
0:10:18	決算を横瀬に分割して上の段は黒字で、0、
0:10:24	下の段は、
0:10:26	記載なしで三角。
0:10:30	という対応なのかなって思ったんですけど。
0:10:33	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:35	ちょっとそれとはイメージが違いますから。
0:10:40	東北電力の長谷川です。今おっしゃってるのは、55 ページの表で言う右から 2 列目の話、右から 2 列目 3 列目ですね。はい。
0:11:10	東北電力の長谷川です。
0:11:17	整理とすればこれ、前回もちょっとお示して、いろんな各尺度で、それぞれ書類を作ってたので、これをちょっと一つの表で、
0:11:27	表すのが結構難しいかなと思ってたんですけども、ただいまの論点で言いますと、あくまでも今回の工事、
0:11:37	に伴って、
0:11:39	審査が必要と考えられているものが 0 ですと。
0:11:43	そこについては、添付してますと、というような整理をしましてそれがケース 1-2 に該当しますと。
0:11:52	というような扱いにしてるんで、
0:11:56	整理とすればこの表の通りでいいのかなと今は認識してます。
0:12:02	まず 0 ってつけるとすると、条文単位で丸がついていて、92 ページ以降の表で言うと、
0:12:11	92 ページ以降の表だと、要するにここに書いてあるのは全部丸野条文で、丸野条文に紐づく説明書、
0:12:19	だと思ってるんですよ。ただ丸野条文の説明書であっても今回の申請とは関係ないようなところは、
0:12:29	つけてませんとそれが黒字ですってそういうことじゃないんですかね。
0:12:36	はい。
0:12:39	条文、東北電力のハセガワです 92 ページ以降の、今おっしゃってたことは、縦軸はあくまでも条文としてはマルだけどっていう話ですから、
0:12:50	はい。
0:12:52	92 ページ以降は完全にもう丸野条文が書いてあって丸野条文の説明書が並んでるっていう理解でいたんですけど、それも違いますか。いや、それも東北電力の長谷川です。
0:13:04	半分、理解としては合ってるかなと思っています。ただ、その条文に対して、
0:13:15	今回の申請する系統ってなると、その条文すべての
0:13:21	必要な添付書類っていうのは、今回申請する系統とは関係ないものももちろん含まれているので、
0:13:31	それが黒字のやつですよ。黒字のやつはだからケース 3 で該当して、添付不要になるっていうそういうことですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:45	で、さらに、東北電力の長谷川です。92 ページ以降黒字の中には、そもそもその系統が、その条文、この
0:13:55	92 ページ以降の各条文、これ、
0:13:58	2 適合していることを示すために必要な書類であっても、
0:14:03	今回の工事の内容で、そもそも三角としているものも黒字にしています。
0:14:12	今回の工事の内容で三角としているもの三角って何でしたっけ。
0:14:19	条文単位だともう 0 の条文でしかないんですけど、そうですそうですね。はい。
0:14:36	あ、東北電力の長谷川です。ちょっと、少々お待ちください。
0:15:34	あ、東北電力の長谷川です。はい。今おっしゃってたこと、ある程度理解しました。確かにこれ、
0:15:42	冒頭で言った通り、それぞれの尺度で整理してたものなので、あくまでもこれ確かに条文単位で言うと、1、
0:15:52	その条文適合性に必要な書類 0 のやつが、92 ページ以降縦軸に添付書必要な添付書類として示されているので、
0:16:03	それをさっきの 55 ページの表に言うと確かに計算のところは 2 種類、詳細に言うと、
0:16:10	出ると思うので、おっしゃってること。はい、理解しました。
0:16:14	ちょっとこれ修正させていただきます。
0:16:19	はい規制庁伊藤です。承知しました。
0:16:22	それでその関連でちょっと確認したいんですけど先ほどおっしゃっていたのか、火災防護の説明書とか、溢水防護の説明書、
0:16:33	D、
0:16:34	これは、ケース 3、
0:16:37	という理解でいいんですでしたっけ。
0:16:39	いいかどうかの確認です。
0:17:06	はい。東北電力の長谷川です。はい。
0:17:11	火災については、ここで 55 ページで言う、ケース 3、
0:17:16	その系統には、もう最初から、
0:17:20	0 から設計して認可を受ける場合には、その設備にはもちろん要求される条文ではあるんですけども、今回の工事に伴って、そこは何の変更もないので、条文整理の時点で、
0:17:34	審査条文とはならないということで整理しているものです。
0:17:39	はい。ありがとうございます。そうするとですね
0:17:44	今回の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:46	資料 10 ですか。
0:17:48	目録で、
0:17:49	添付書類の一つとして乗っかってきているのって、これは計算って添付不要っていう整理だと思ってるんですけど。
0:17:59	目録に書いてあるっていうのは、
0:18:02	いいんでしょうか。
0:19:34	東北電力長谷川です。ちょっと少々お待ちください。
0:19:57	はい。東北電力の長谷川です。
0:20:00	ちょっと回答整理表も、55 ページの前の、53 ページを開いていただきたいんですけども、
0:20:20	はい。このケース 1 から 4 まであります。
0:20:23	今ほど言った、
0:20:28	確認があった火災についてはケース 3 ということで考えています。
0:20:33	ケース 3 というのは、もちろんその申請対象機器、今回の申請対象機能適用条文に関わる添付書類に当たるんですけども、
0:20:42	今回、その並行によって直接適合性の確認が不要なので、
0:20:48	不要な添付書類となっています。
0:20:50	その場合、この一番右の欄ですけども今回の変更認可申請書の再構成の方針というところで、
0:20:59	添付書類の目次で、認可済み書類から変更ないと。
0:21:04	いうことを記載するというので、今回も目録つけてその後ろに共通。
0:21:13	添付書類の、
0:21:15	鏡の文書をつけてますけども、その断面で、今回変更ない。
0:21:21	という、変更ないので、つけてませんと、というようなところで、謳っているということになります。
0:21:28	全く関係ないものについては、ケース 4、
0:21:33	に該当してですね、そこは変更ないじゃなくて、関係がないと。
0:21:39	うん。
0:21:40	というようなところで、識別してございます。
0:21:44	これ何かというと申請書類すべて、
0:21:48	今回変更認可申請なので、アップデートするという観点で、
0:21:52	前回認可を受けたもの。うん。そこで、今回の変更認可の対象工事に関係するかしらないか、あとは関係する者のうち、
0:22:03	今回の審査に必要かどうかというそのステップを踏んで、ケース 1 から 4、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:10	に化けて添付書類を構成しているということ。
0:22:13	以上。
0:22:45	原子炉規制庁畠山です。御説明概略として理解しました。火災防護で、あと例に挙げましたけど、同じケース3として挙げられている別の添付書類、
0:22:56	ちょっとどういったものがあるのか、ちょっと確認をさせてください。それが同じように書かれているのかっていう観点でちょっと確認をしたいんですけども、他については全部処理ありますか。
0:23:06	はい。そうそう。
0:23:34	東北電力のハセガワですちょっとゴコウ自分、横に並べないと、実際の三角かどうかちょっと今言えないので、ちょっとお待ちください。
0:24:45	東北電力の長谷川です。ちょっと1例で幾つか
0:24:51	発言しますが、自然現象のうち例えば竜巻防護、これはすべての機器、
0:25:00	何だ、防護対象設備としては、
0:25:04	対象になるので、必要ですけども今回1も変わらないということで、三角にしているという
0:25:10	あと同じように、火山であったり、外部火災もそうですね。あと内部溢水、
0:25:16	というような書類が該当します。
0:25:20	以上です。
0:25:33	はい、原子炉規制庁畠山です。
0:25:36	承知いたしました。
0:25:41	ちょっと気にしていたのはですね。
0:25:44	今、
0:25:47	受
0:25:48	資料10のところ、
0:25:53	資料10のところ開いてもらうと、本文と添付書類っていうふうなところで今書かれてる部分あるかと思います。
0:26:00	ここで書かれているのは、
0:26:02	おそらく、申請書に、
0:26:06	今後、
0:26:08	これを取り込むとなったときには、
0:26:10	ここで書かれている内容が、
0:26:13	いわゆるその申請範囲を指すのかなと。で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:18	具体的にじゃあ、ここの中に今見てもらうと変更がないってということ自身は、この申請書のベースでは書かれてなかった。いや、添付書類というその目次ベースで書かれてないじゃないですか。
0:26:31	越冬
0:26:32	何が言いたいかというと、申請範囲となっている添付書類がどうやって確認ができるのかな。
0:26:40	というのが、
0:26:42	ちょっとよくわからなかったという問題認識からちょっと火災溢水の話を見せていただいていたいました。
0:26:48	おっしゃる通り竜巻防護についても、
0:26:53	ここは、
0:26:54	考え方は統一されていることは理解はしました。ただ、
0:26:58	この規則ベースでいうと、ここは自然現象等の説明書であって、
0:27:07	規則ベースで、同じものがあるかっていうとおそらく火災と溢水ぐらいしかないようにも思ってたので、
0:27:13	ちょっと整理としてどう考えるのかなっていうのは、よう検討かなと思っています。
0:27:19	ちょっとそこについて、何かしら見解等あればお願いします。要は、
0:27:27	申請書のどの範囲で、
0:27:30	添付書類、
0:27:31	の一覧がわかるかとかそういう意味でちょっとご説明いただければ。
0:27:36	はい。東北電力の長谷川です。
0:27:41	今添付書類は資料の10番見ていただくとわかる通り、いろいろ階層深くなっております。
0:27:49	例えば、6の1、説明書の後に、2階層で6-1-1、6-1-2というふうに
0:28:01	階層が分かれて、まず6-1-1ってのは、発電所、要は原子力施設に共通の説明書ということで、
0:28:08	主に別表第2でいうと、共通のところに書かれてるものですね、それになります。
0:28:13	今ほどの、今ほどもちょっと出た自然現象になると、1-1-2というような書類になってまして、その下にさらに、自然現象の方針であったり、竜巻であったり外部火災であったり火山であったりという
0:28:29	ところで、また深く階層の部署が分かれています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:33	で、今回ですねこの一番大元のところでは、確かに例えば火災については、今回対象だけど、変更がないから、
0:28:44	変更はありませんよと、というようなところは、この受アノ資料の中のところでは記載してないんですけども、
0:28:51	この下の階層ですね、この自然現象の説明書の方の、
0:28:57	目次の方で歌うようにしてます。
0:29:00	そうしないと、ちょっと添付書類がですねこの一つ一つの書類単位でいうと、
0:29:05	線とか、はい。
0:29:07	いう単位の説明書のから構成されるんで、大本でちょっとここでいろいろ記載するのは、かえって、
0:29:16	見づらいかなということ、それぞれの個別のところ、今回、関係あるけど変更がない、今回これ関係ないよというところで今回はこれ関係あるし、
0:29:28	変更があるんで、全部つけますというようなところの、非整理を、この鏡の
0:29:35	説明書のところで記載しているというような整理にして
0:29:39	それをちょっとまとめた形の、
0:29:41	うん。
0:29:42	一連の目録というのはちょっとお出ししてございません。
0:29:48	以上です。
0:29:51	原子炉規制庁畠山です。そうなる、例えばもう一つある案として、
0:29:57	すれば、
0:29:58	直接関係ないいわゆる
0:30:01	係数 1 と 2 だけを目録と、添付書類と本文の部分に書くという案も考えられるかなと、少し思ったんですけども。
0:30:12	東北電力の整理としては、まずは、
0:30:19	関係するものについてはすべて形。
0:30:22	記載をする、その上で個別の説明書の
0:30:27	目次の中で、無関係である関係しないなり、
0:30:35	関係しないなどつけない。
0:30:38	関係しないことについては目録に載せてなくて、
0:30:43	いわゆるケース 3 だけは載せているけども、個別の説明書の冒頭の目次のところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:51	関係ない旨を書いている、そういう整理ですか。はい。江藤サトウ辨野ハセガワです。今おっしゃる通りの整理で、
0:30:58	構成してございます。
0:31:01	点、
0:31:03	書類の中のところでは、ケース 1 から 3 について記載があります。
0:31:11	そこは、
0:31:13	理解しました。で、
0:31:17	次の個別項目だ。
0:31:21	と。
0:31:22	ケース 1 から 4 まで書かれてるんですか。
0:31:26	要は個別その共通の説明書とかそういったところについては、ケース 1 から 4 まで書かれていて、
0:31:32	そのうち、
0:31:34	ケース 4 については、
0:31:38	関係せず添付しない。
0:31:40	ケース 3 については、変更ないから添付しない。
0:31:45	それが書かれている。
0:31:47	そういう整備、
0:31:49	ですか。
0:31:50	東北電力の長谷川です。はい。おっしゃる通りです。ちょっと 1 で言いますと、
0:32:09	本日の資料に回答整理表、
0:32:14	はい。ここの 40 ページを見ていただきたいんですけども、
0:32:32	はい。こちらの前、前回、2 回ほど前のヒアリングの際に、今回の変更認可申請書の、
0:32:43	添付書類の構成、再構成についてご説明申し上げたものこれ、同じものをつけてございます。
0:32:52	これちょっと 1 例なんですけども縦軸に様々な階層の説明書がこういうふう構成されていますと。
0:33:01	そのうち、これ耐震計算書、ちょっと例にとって後ろに案出してますけども、ずらっとあるうち、赤というのが、今回の辺に関係して、
0:33:12	記載に変更があるという所になります。
0:33:16	で、青、水色が、
0:33:19	今回、関係するけど、変更がないもの、先ほどの話でいう、火災と同じようなもの。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:29	県線黒点線が今回の変更の工事に全く関係ない。はい。違う設備、あとは、の説明書というふうになってます。
0:33:41	これをどう表しているかというのがその次のページですね。
0:33:48	一井の今日の資料の中は、変更認可申請書の冒頭でつける目次で、先ほどおっしゃる通り1から3までを載せているんですけども、
0:33:59	実際、添付書類としてつけてるのが、これになります。で、頭のこの6添付書類っていうのの後ですね。
0:34:10	42ページ開いていただきたいんですけど、
0:34:29	すいません、42ページ。
0:34:32	除いてすみません。43ページ以降、すいません。耐震等で43ページでした。
0:34:37	43ページが6-2、耐震性に関する説明書ということで、これが別表第2の、求められている説明書の階層になります。
0:34:47	次、4、資料の44ページ開いていただくと、
0:34:55	この添付書類の6-2という耐震性の説明書の中には、6-2-1から2-13、
0:35:05	あとは別添123ということで全部で16の、また、第2階層分の書類、
0:35:13	構成があります。
0:35:15	ここは、新規制基準の認可を受けた時等のすべてになります。
0:35:23	要はこれがアップデートという形にしていますけども、その下の注書きを見ていただいて、
0:35:36	はい。
0:35:38	注書きの第1パラグラフ目。
0:35:41	ここは、
0:35:43	2-1、2-2、2-5、2-9、2-12の中に、
0:35:50	これっていうのが実は今回の変更認可申請の工事に関連する説明書になります。
0:35:57	ですのでそれ以外については、今回の変更の工事に、
0:36:05	関係しないので、
0:36:07	新規制基準で認可を受けたところから変更はないということでこれが、ケース4になります。はい。
0:36:15	かつ、このなお書き、第2パラグラフ目見ていただくと、
0:36:19	2-1の耐震設計の基本方針あと2-2の
0:36:26	耐震設計上の重要な設備を設置する構築物関係の計算書ですね。
0:36:31	あと2の中に、水平2方向、鉛直方向の組み合わせの件。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:36	ここについては、関係するけど、
0:36:39	今回の変更の工事に伴って、変更はないということで、ケース、
0:36:48	3 あっちな。
0:36:51	&n
0:36:52	これがケース3に該当するものです。このように、後のところで、それぞれ割り振ってございます。ここで
0:37:02	6-2の、
0:37:04	後は、関係するからつけるのねということで6-2-5が45ページ見ていただくと、
0:37:14	これが6-2-5、原子炉冷却系統施設の耐震計算書になります。
0:37:19	この6-2-5の中には、46ページ目を開いていただくと、
0:37:25	6-2-5-1から2-5-8まで、またそれぞれ系統単位です、説明書の計算書の構成をさせていただきます。
0:37:38	この時点でも、また系統ごとに今回の申請系統と、今回申請じゃない系統があるので、その部分について注書きで、また、
0:37:50	何だろう。
0:37:51	先ほどのケースに沿った記載をしていると、というような状況になって、
0:37:57	ちょっと簡単ですけども、
0:38:02	はい、原子力規制庁ハタケヤマです。概略としては理解しました。ちょっとともともご説明いただいた冒頭の40、40ページ、
0:38:14	この色分けの整理ワー
0:38:18	一部は、本当に果たしてそうなのかって部分も若干気になる部分は、
0:38:23	やはりこれは、
0:38:26	へえ。
0:38:30	これ今回のですよ。
0:38:33	許可整合性の説明の、
0:38:36	5号はパネルがあったので、
0:38:38	赤色かなと思います。11号もなんか誰だっけ。
0:38:44	東北電力長谷川です。すいませんこの40ページ、また構成をする時点で、イメージということで、はい。
0:38:51	つけたものでして、すみませんこれが最終的な構成と一対一で合ってるかというところじゃなくてイメージとして、回答につけたもので、はい。すいません、失礼します。
0:39:02	イメージだったけど、じゃあ、
0:39:09	考え方は理解しましたんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:13	もう一つ確認をしますが、これは有毒ガスのときに同じような整理をした方がいいのかっていうところなんですけども、今ちょっとざっと有毒ガスを見させてもらいましたんで、
0:39:23	おそらく有毒ガスのときには関係せずとかそういう文言を特段省略されてい申請されていたのかなと思いますので、多分今回、他社のプラントとかを比較した上で、同様に、
0:39:36	要は反映をさせたっていうことなのかなと思いますそれは、同じ考えでやってますか。
0:39:46	東北電力の長谷川です。はい。おっしゃる通りこれまでのヒアリングの中で、いろいろご指摘とか、事実確認とか受けてる中で、至近の先行の具体的に言うとPWRのですね、変更認可申請案件、
0:40:01	そういうものの書類を見さしていただいて、認可を受けたものをですね、見さしていただいて、それに沿った整理ということで、してございます。以上です。
0:40:13	はい。承知しました。キリンか他のPWRプラントの方を参考したということだったと思うんで、PWRプラントでは、この例えば、
0:40:24	多分参照されたの同じような配管類のものかなと思うんですけども、火災とかについてどのような書き方でしたでしょうか。
0:40:32	火災とか溢水の説明書の書き方はどのようでしたか。
0:40:51	あ、東北電力の長谷川です。はい。いろいろ工事の先行のPWRプラントについて、ちょっと工事の状況も詳しくはわからないので、適用する条文も条文整理とかの資料はちょっと見つけれなかったんで、
0:41:06	わかりませんが整理の仕方としては一緒だと思います。で、
0:41:11	方針をもとに、我々、今回、女川2号のゴコウ時分について、ちょっと網羅的に条文整理をした上で、必要な書類を整理したと、というような、
0:41:21	ことになっています。以上です。
0:41:26	はい。原子力規制庁畠山です。お話は承知しました。当然、御社の
0:41:33	説明資料なので、御社としての最終的な考えがまとまっていれば良いと思いますし、
0:41:41	ちょっと
0:41:42	冒頭の目録の部分で、関係ないものが出てくるっていう気持ち悪さも残るものの、申請書一体で見れば、その関係性が明らかになるっていうところは
0:41:53	おっしゃる意図は理解しました。で、
0:41:56	ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:57	さはさりながら、ちょっとこれは最終的なその処分の判断で善し悪しを判断したいと思いますので、ちょっと痛んこの場では、他に追加事項とかなければ、
0:42:11	インターン飛ばしますけれどもただちょっと
0:42:15	多分話したいことは、どうぞ。
0:42:18	関先生とちょっと私がついてきてんですけど、ケース 1 から 3 号、添付書類として、今回の編入申請書につけているというそういう説明でした。
0:42:36	東北電力の長谷川です。いや、それは 50、先ほどの 50、
0:42:45	今日の主、本日の資料 2 の、
0:42:49	53 ページ。
0:42:52	に記載の通りですね。
0:43:00	あくまでも、今回の変更認可申請対象の工事について、審査する上で必要な書類というのをケース 12 と、
0:43:10	1 と 2 だけということにとらえています。
0:43:15	で、ケース 3 のところですね、その設備には実際は条文適用になるけど、今回の変更の工事に伴って、そこは審査不要と。
0:43:26	すいませんこちらから言うのあれですけども、
0:43:30	直接的な審査が不要と考えているものは、今回添付書類からは、申請書としては除いてます。ただ、関連、
0:43:40	実際に新規制基準の時に認可を受けているので、
0:43:44	その時のから変更はないという旨を、目録で識別させていただいているというものです。あくまでも、添付書類は 12 ということで考えています。
0:43:55	以上です。はいあくまでも添付書類を 1 に行って、ただ添付書類目録にはケース 3 も書いてるってことですか。
0:44:04	東北電力の長谷川です。はい。おっしゃる通りです。あくまでも入口はその設備に要求される設備、
0:44:12	すべてということがかつ、今回は認可を受けた工事設計及び工事の計画の変更認可申請なので、
0:44:20	その設備に関して、一度認可を受けたものの変更ありなしというのを示すために、すべて決算についても記載させていただいております。
0:44:32	以上です。
0:44:36	等、
0:44:38	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:39	それで、この資料 2 の 92 ページ以降の黒字のやつの中にも、黒字のやつが、ケース 3 と 4 に分かれてるイメージですか、目録に書いてあるものと書いてないものがあります。
0:44:54	東北電力の長谷川です。はい。そのような、
0:44:58	ところもございます。ただ、
0:45:10	例えば先ほどの耐震計算書でいうと、それこそ全く関係ない系統の耐震計算書も、本体の設工認のときの、
0:45:20	6-2 の耐震に関わる説明書、別表第二で要求されている耐震の説明書の中には関係ない部分ももちろん出てきます。
0:45:30	そこは、
0:45:33	もちろん黒田市でかつケース 4 なんですけども、
0:45:36	そこは、今回、ただ今回の工事に伴って 6-2 の耐震計算書は、
0:45:42	つけることになってるんで、
0:45:43	つけるところの目録の中で、今回関係ないよというのは、
0:45:50	あえて記載させていただいてるというこれは先行のPWRさん通りの、ちょっと記載にさせていただきます。
0:45:59	はい。
0:46:00	是正多分す。多分、最初に僕が言った 55 ページの表の僕の解釈をそのままやる等、多分今回の説明がそのまま当てはまらない。
0:46:10	と思うので、
0:46:12	僕のイメージだと、黒字っていうのは決算までで終わるので、多分そこは違ってらるんではないですか。
0:46:21	何だろう。
0:46:25	あんまり 55 ページをとこういうのはやめた方がいいかもしれません。
0:46:31	私からは以上です。
0:46:34	原子力竹山です。
0:46:36	今回の申請においてこの
0:46:40	添付書類をどう表すかの話については、御社としては多分この書きぶりについては、今までの前例はないという理解。
0:46:48	なんですよ。で、
0:46:50	そういった意味では多分、この申請が前例になってしまうので、しっかり整理はしておいた方がいいかなと思ってます。で、整理にあたっては、
0:47:01	すごい題目的な話をすれば、実用炉規則で規則上添付しなければならないって書かれているその添付のものが何なのかっていうことが、
0:47:12	申請者の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:15	目録としてわかるようになっているのか。
0:47:20	ていうところが多分重要なポイントだと思っています。で、
0:47:23	今回の火災溢水においては目録だけを、
0:47:28	私たち以外のと、
0:47:31	この経緯を知らない人が見ると、おそらく火災は添付書類の一つなんだ なと認識をすと思っています、そういった意味では、
0:47:40	エンドウ、
0:47:42	あらわすべきなのかと、ていうのは、
0:47:46	今回、きちんと整理をした方がいいかなと。で、
0:47:49	今、53 ページ、55 ページでしたっけ。との整理の話もしていましたけど も、最終的に審査し、
0:48:01	申請書としてどのように書きあらわすのかっていうところはちょっとせ整理が、
0:48:06	つよ、
0:48:07	ですね、ちょっと、
0:48:09	東北電力の中で一度考えていただけますか、ちょっと。
0:48:13	今、これ以上は、
0:48:16	あまりやりとりもつかないと思うので、はい。
0:48:19	東北電力の長谷川です。はい。了解しました。ただ、ちょっと発言させて いただきかったのが、今回あくまでも認可を受けた計画の変更認可 申請という観点で、
0:48:30	このようにさしていただきました。もともと我々変更認可申請なので、委 員会を受けたものから変更するものだけを添付、
0:48:39	してたところで、ちょっとご指摘とかいろいろ受けまして、いやそもそもほ か、変更ないことも含めて、
0:48:46	示さなきゃいけないというようなご意見等もいただいたので、このような 網羅的な記載、確かにPWRさんの方でも同じようにやってるので、この ようにしました。ただ、
0:48:59	個別の工事に関わる要は個別の設工認の申請等にあたっては、ちょっ とまた別のご議論をさせていただきたいと思っていますので、はい。
0:49:09	そこだけは発言させていただきます。以上です。
0:49:14	原子炉規制庁島山です。おっしゃる通り、今回へん人という、
0:49:19	例があつてその辺にもとのものが、新規制基準の、
0:49:24	大量やる書類の中から変更させなければならないという。
0:49:30	ある種、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:32	複雑なあ申請になっている。
0:49:35	部分がありますので、そういったところについては、先行Pの例も、
0:49:40	ありましたし、そういったところで、どのように示していたのかっていうところは、再度、
0:49:47	考えた上で、最終的に、
0:49:52	御社として、まず本則要求、
0:49:55	規則要求されている、添付しなければならないの部分が、
0:50:02	明らかに、
0:50:03	わかるようになっていうところは、
0:50:06	再度ご検討いただいた上で、その考えの結果かを、今の市やり方で変わらないということであれば、
0:50:14	そこについて、
0:50:19	こちら側としても、
0:50:21	判断ができるという一定の情報があれば、それはそれで構いませんし、よりよい整理があるのであれば、その整理をちょっとご教示示していただければと思います。
0:50:33	ちょっと
0:50:35	どちらかという、より良い整理がないのかっていう考え方の観点の方が多分、コメントとして残しやすいかなと思いますが、
0:50:44	1度ご検討いただければと思います。
0:50:48	東北電力の長谷川です。はい。了解いたしました。
0:51:00	いいですか。
0:51:03	江藤セイトウです。次に行きたいと思います。
0:51:09	回答の、
0:51:11	135番。
0:51:14	ここは、特にこちらからは、
0:51:18	ありません。見直しましたということで、
0:51:20	ちょっと衛藤。
0:51:26	これは何か何か、QMS上のミスがあっただけでございまして、すみません何もありませんというのは聞きますけど。
0:51:33	はい。
0:51:37	東北電力の岡田です。QMS上のミスがあったわけではなくて、
0:51:44	当初より説明させていただいていた、実工事を伴わないというところに考え方が引っ張られてしまった結果、このような記載をしてしまっていたというところで実際には設計開発等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:57	しっかり行ってございますので、それに、
0:52:02	習った記載に直したということでございます。以上です。
0:52:07	でも最初に出した書類が間違ってたんですよねそれに、
0:52:17	徳田ハセガワですはい。おっしゃる。はい。
0:52:20	通りでして、ただ、説明する意図として、既存の設備で、昔、要は建設時に、うん。
0:52:30	付けた所、ものです。これ、SGTSのため使用弁でって言ったコメントだと思うんですけども、今回設計確認値として設計を変えているものは書いてないので、
0:52:42	ちょっとそこで、はい。
0:52:44	適切なのは、
0:52:46	今回、
0:52:48	ちゃんと表で表すのが適切だったなと改めて感じたところで、修正させていただきます。以上です。
0:52:56	はい、わかりました。とりあえず次に行きます。
0:52:59	136 一方、
0:53:03	%。
0:53:08	これ 143 までは、私は特に、
0:53:13	ないと言いつつ、これって何か前僕が前回のヒライで私が言ったところを直しているところも幾つかあるようなんですけどこれ自主的な修正なんですか。
0:53:30	はい。東北電力の仲野です。一部ですねそのような箇所ございますで、
0:53:35	前回の最後、確認事項我々の方から述べた際に、ちょっと触れなかったところでもあったので、回答整理表上は、コメントの箇所とせず、
0:53:47	自主的な修正ということで記載しました。
0:53:51	はい。実際ご指摘いただいたのは確かにその通りです。以上です。
0:53:56	振り返りの時に言っていなかったから、
0:54:00	自主的な修正、わかりました。はい。
0:54:05	それから、
0:54:08	143 までは、
0:54:10	はい。
0:54:10	はい。144 番につきましてこれも内容的には特にはないんですけど、
0:54:18	資料への反映箇所のページ数が古い気がするんですよ。
0:54:26	資料 6。
0:54:47	例えば 43 から 45 って書いて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:52	あるのは、
0:54:55	40、
0:54:58	48 から 50 ですか。
0:55:01	多分古い資料のページ数になっているように見えるので、もしそうであれば、
0:55:08	新しいページ数を書いてもらう方がいいと思うんですけど、どうですかね。はい。
0:55:13	はい。東北電力の岩間です。ご指摘の通り、ちょっとページ番号が全体的にずれてしまっているようでしたので、ページ番号正しい形に
0:55:26	よろしい。
0:55:32	はい、規制庁イトウですわかりました。
0:55:35	それから、
0:55:39	訴訟がつくらせて、
0:55:52	一応全体事項としては以上になるんですけど、
0:55:58	ごめんなさいとか、回答整理 147 まで私からは特にはないです。
0:56:04	他にありますか。はい。
0:56:06	全体事項としては以上として、ちょっと個別の
0:56:12	計算書とかの話に行かせてもらいたいと思います。
0:56:17	えっとですね。
0:56:22	ちょっとやはり図面とかでわかりづらいのがエルボのところだったのでエルボあたりを行かせてもらうとですね。
0:56:32	と、
0:56:34	まずう今回の、
0:56:38	定説資料にはないんですけど資料 60。
0:56:44	8、
0:56:53	違う、60、ごめんなさい。ちょっと待ってくださいね。
0:57:01	69 ですかね。はい。
0:57:14	と、ここの 5 ページ目で、
0:57:22	図面が載っていて、皆さんご覧になれっていうんですか。はい。図面が載っていてその他 1 とその他にっていうのはこれ、これ全部エルボですか。
0:57:34	はい。
0:57:36	はい。東北電力の岩間です。その他 1、あとその他にどちらもいれば、
0:57:41	になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:43	ただその谷井の方はですね、の今回変更認可申請、対象となっているエルボーのみを示しているんですけども、その他1の方は、
0:57:53	復水給水系という
0:57:57	他系統への
0:57:59	接続の旨5ページの方に、
0:58:02	記載ありますけれども、エルボ以外にも直管だとか、復水給水系に繋がるラインのものについても、示しておりまして、それらがその他1というところは
0:58:13	左下の凡例ですけれども、土岐建設時の共同検査になりますけれども、こちらを
0:58:19	評価しますと、という呼び込みの記載としているといったものでございます。
0:58:25	以上です。
0:58:27	木曾イトウです。すいません、①と②の間のその他1のことですかねこれはエルボではないという理解でいいですか。
0:58:40	はい。特にこのイマムラです。①と②の間の相対値は、エルボーを示しているものです。
0:58:49	ちょっと補足させていただきますと、
0:58:54	資料の6。
0:58:56	所長、久慈国松でお待ちください。
0:59:47	はい、すいませんお待たせいたしました資料の85が、今回申請している原子炉冷却材浄化系の図面関係まとめる資料になりますので、
0:59:57	85番の方ですね。
1:00:00	そのうち3ページに、
1:00:03	配管の配置図、
1:00:05	としておりますのでそちらでちょっと説明させていただきたいと思えます。
1:00:12	資料は資料85-3ページ。
1:00:17	すいませんちょっと先ほどの私の発言ちょっと間違っており、早速訂正で申し訳ないんですけども、
1:00:23	配置図の3ページの右上の、
1:00:26	ところですね黄色囲みしているところに、
1:00:32	高圧代替注水系注入配管の合流点。
1:00:35	近傍を示している、シーツ
1:00:39	がございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:44	今回申請しているエルボはですね、その他のについて書かれているエルボからご説明させていただきたいんですけども、
1:00:53	7番、丸の7番ですね、図面上のマルの7番で、番号を付しているのが、
1:01:00	その他の2というふうな表記になっているエルボになります。
1:01:08	で、そのあとのその他の、
1:01:11	その後ですね、丸の一番で米印、
1:01:15	共同計算書の方に戻りますけども、
1:01:18	すいません。
1:01:21	なので強度計算書の方の合流点の、
1:01:27	前にあるその他の位置は直感を示しているものです。
1:01:36	若干ですね。はい。
1:01:40	よろしいです
1:01:42	模式的に見れるとしたらですね、東北電力のミネギシですけども、
1:01:47	資料6を見ていただきたいと思います。
1:01:53	資料6、のですね、補足説明資料、クリーンナップになりますけども、
1:02:00	ページ数が、
1:02:02	資料の方のですね、
1:02:04	78ページを見ていただきたいんですけども、
1:02:20	先回でもですね、この色分けについて確認がございましたが、その中で今回お示しているのは、青のラインのところになっていまして、
1:02:34	先ほど資料の方の、
1:02:39	69番、ご指摘があったその他の2、ご確認事項であるその他の2を示している2ヶ所については資料6の、
1:02:49	赤いラインの⑦、こちらを示してございまして、その他の位置につきましては、
1:02:56	こちらですね合流点の営利コンビネーションTを示しておりますので、この文緑字、赤の点線枠を囲んでいるものが、
1:03:07	その他の位置ということを示していると。
1:03:10	ということになります。
1:03:12	先ほど内野イワマの方から説明があったですね、85番、
1:03:18	と比較をしますと、先ほどの資料の85の4ページ目の⑦、エルボがここに相当しておりまして、
1:03:29	その他の位置につきましては、感ということで、8、9、
1:03:35	こちらの方を指していると、ということになってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:41	はい。説明は以上になります。
1:03:45	はい藤です。
1:03:48	そうですね。
1:03:50	から、
1:03:53	78 ページで言うと、
1:03:59	と、
1:04:02	越冬エルボはこの赤いところで、
1:04:09	G31F002 カラー高圧代替注水系注入配管合流点までは 2 ヶ所でそのあと、
1:04:18	減少冷却材俗化経営系注入配管合流点までの 2 個仮想
1:04:23	LLはこの 7 ヶ所ってことでいいんですかね。
1:04:30	はい。東北電力の岩間です。合計 7 ヶ所で、間違いございません。
1:04:35	以上です。
1:04:37	はい。セイトウでそうするとちょっと補足の書き方としてですね、例えば、
1:04:44	80、資料、
1:04:47	06ー86 ページで、
1:04:55	エルボ新設することを記載したことに伴い当該部分を評価対象として記載するって言うんですけど、
1:05:04	エルボはこの 3 ヶ所のうち 2 ヶ所っていう話でしょうか。
1:05:12	はい。東北電力の岩間です。エルボの 7 ヶ所のうち、まず 2 ヶ所がですね、このその他の 2 で示しているところになりまして、
1:05:24	残り 5 ヶ所はですね、この記載自体の変更の箇所をここは止めさせていただいてるんですけどもそうですねとそれはわかかっていて、このなんかその他 1 棟その他にその他にってさ、三つありますけど、このうち二つだけですよね沼の話を。
1:05:41	はい。そういった理解ではいい。はい。そうするとちょっとこの図見ただけだと非常に誤解を招くんですよ。33 ヶ所全部エルボのように思えちゃうので、
1:05:55	それは何か備考欄に書いてもいいんじゃないかなと思うんですけど、その他 1 が今まで入ってなかったけど今回入ったのってどういう理由なんでしょう。
1:06:06	はい。東北電力の岩間です。
1:06:10	ですね、今ほど、
1:06:38	資料の 85 番、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:41	開きください資料の 85 番の 4 ページの、
1:06:45	ところになりますけれども、
1:06:50	今回このその他 1 に該当するのは、⑨の
1:06:54	間になります。
1:06:59	この⑨の間の評価の表現の方がですね、ちょっと抜けているところがありまして、今回の変更認可申請に直接かかわらないんですけれども、
1:07:10	当期最適数設置適正化する必要があるということで追加した部分になってございます。説明の方は以上です。
1:07:20	ですので、今回の申請範囲ではないにしてもここをこう適正化してますぐらいの記載はあってもよろしいのではないのでしょうか。
1:07:31	はいと久世東北電力の岩間です。
1:07:33	今ほどのご指摘の通りちょっと記載非常にわかりづらいところございましたのでエルボがどこを示しているか、あとその他の適正化したところがどこかというのをちょっと資料の 6 の備考欄に、
1:07:44	記載させていただきたいと思います。
1:07:47	以上です。
1:07:48	はい、細井ですよろしくお願いします。同様に資料 6 の 82 ページ辺りもですね、
1:07:59	これさっき見たところと同じだと思うんですが
1:08:02	と。
1:08:03	なんだ。
1:08:07	詳細図で、3ヶ所載ってるうち一つはエルボじゃなくて直管である。
1:08:14	その詳細図の下にある、
1:08:18	濃かつソウノ。
1:08:19	国家さ、これは全部エルボでいいですか。
1:08:26	はい。東北電力の岩間です。詳細図の下の 5ヶ所は、すべてエルボを示しているものになります。
1:08:32	以上です。
1:08:34	はい規制庁イトウレスわかりました。
1:08:37	それでこの関係でいうと、
1:08:44	減る報、
1:08:45	新設する。
1:08:47	ていうところなんですけど、共同計算自体は平成 3 年の
1:08:54	計算書によるっていうことで、これは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:58	何層Lへとエルボになるかならないかって、エルボにするかしないかっていうところとは関係ないってことなんですけどこの計算書っていうのは、
1:09:10	はい。東北電力の岩間です。計算モデル自体は、令和3年の時点で、すでにエルボとして計算をしていたものでございまして、今回の
1:09:21	記載をすいません令和3年じゃなくてこの82ページの図に書いてある、平成3年、
1:09:28	6月っていう
1:09:31	計算書によるっていうのはこれは適切で適切という理解でいいですかっていう。
1:09:37	失礼しました東北電力の岩間です。
1:09:39	はい。串良適切と考えておりまして、この建設時の強度計算のものになりますけれども、同一の仕様のエルボが建設時の時点で強度計算されてございまして、
1:09:52	そちらの方
1:09:55	強度評価結果として呼び込む形になっていると。
1:09:59	そういった記載
1:10:00	をつけているものになります。
1:10:04	はい。すいません。これももともとエルボだったんでしょうけど、平成3年時点でエルボだったんですか。
1:10:10	はい東北電力の岩間です。
1:10:14	エルボ、当該今回の変更認可申請対象のところは、もともと間だったものをL分にしたところになるんですけれども、応力計算書としましては、原子炉冷却材浄化系全体でもともと、
1:10:29	評価されておりまして、要は、系統全体で言えば、同じスペックのエルボが建設時からありまして今回、特別なものを入れたわけではなくて、
1:10:41	すでに評価されたスペックが全く一緒のものをただつけたという形になりますので、評価としては
1:10:48	月次の評価を呼び込む、そういった形にしているものでございます。
1:10:53	以上です。
1:10:57	社長言っとるそうずっと、土木、あれが何か勘違いしてるのかもしれないんですけど、建設時はここはエルボだったんです掛かっていたんですか。
1:11:09	はい。東北電力の岩間です。
1:11:12	建設時は、曲げ管で構成されている箇所で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:16	わかりました。以上です。
1:11:17	でも曲げ管の時に応力計算書をしていって、これがエルボになっても計算書の内容は変わらないってそういう理解でいいんですかねそれとも何か違いますか。
1:11:37	東北電力の岩間です。系統全体としてっていうところになるんですけども、当該部については、曲げ管からエルボにしたということで、
1:11:47	ことになるんですけども、この原子炉隔離冷却系の全体としては、
1:11:54	同一のエルボが建設の時点で存在しておりまして、共同閉共同評価の方がすでに実施されている結果があります。
1:12:04	今回申請範囲の所配管だけ見ると、曲げ管をエルボにした形になるんですけども、今日同居評価結果はどうですかという、
1:12:15	すでに建設時に全く同じエルボの評価してございますので、そちらを呼び込むと。
1:12:22	ごめんなさい、建設時に表エルボの評価っていうのをやってそのエルボと同じものがついてるからその建設当時の評価をそのまま使えますよってそういうことですか。
1:12:33	はい。東郷電力の今まで今の今ほどのご理解の通りで、今作っているところで、規制庁イトウです。ちょっと強度計算のところの理解が、タイトル失礼しました。はい。
1:12:57	スズキ説をイトウですそれからですね。
1:13:03	ちょっと
1:13:05	経産省の中で変わっているところの確認をしたいんですけど。
1:13:15	資料 6 の、
1:13:24	資料 6 の 81 ページで、
1:13:30	一番下がエルボ。
1:13:34	エルボを記載してるってのはわかったんですけど、上の一番上の行で、AとD2 っていうのが加わっていると。
1:13:45	同じ資料 6-85 ページでもうその他 1 でD2 っていうのが変わっていると。
1:13:54	これこれは何なんですか。書き忘れですか。何か漏れていたんですか。
1:14:00	はい。東北電力の岩間です。
1:14:02	等ですね、資料の 85 ページの備考のところで、
1:14:07	説明させていただきますと、今回申請した所配管にありまして、
1:14:13	AとG31-F022 から高压代替集積の分岐点。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:18	こちらはあくまで重大事故時に使用しない年配管として、デービー新野のみの評価。
1:14:29	を実施するものになります。
1:14:32	なのでデービーのみを両方と追加したところは、そちらの主配管を示すものになります。
1:14:39	もう一つ申請対象で出させていただいているのが、この高圧代替注水系合流。はい。
1:14:45	注入配管合流点から、
1:14:48	クリナップの原子炉冷却材浄化系のA系注入配管合流点。
1:14:52	いうふうになるんですけども、こちらはもともとSA2として、高圧代替注水系の流路としての評価ということで、評価自体は実施、記載の方させていただいてたんですけども、そこに
1:15:05	デービーとしての原子炉冷却材浄化系としての
1:15:10	ふらふら具というか、衛藤位置付けを塗布しておらなかった、おりませんでしたのでそれを追加したと。
1:15:19	というような修正になっております。
1:15:23	はい。以上であります。
1:15:27	アクセスルトSAとつまりこも、まあまあなんというふうに記載の適正化的なところですか。今回の申請内容とは関係ないところですか。
1:15:39	はい。東北電力の岩間です。新関係がないとはちょっと言えないとは思いますが、要目表の方ですね、欠陥からエルボに変更後にL、L5にするというふうな記載にしたことで、
1:15:51	小配管のうちの
1:15:55	高圧代替注水系と兼用する原子炉冷却材浄化系配管。
1:16:00	こちらは、SAの2としての評価も必要ですし、
1:16:04	原子炉冷却材浄化系として、設計基準対象施設の
1:16:08	としての評価も必要ということになりますので、どちらかというに関連した修正。
1:16:14	金下修正で記載の適正化。
1:16:17	といった形になると考えて、
1:16:20	すいませんその他1で、D2って書いてあるんですけどとすいませんその他1っていうのは、
1:16:30	別に今回、
1:16:31	要目表で変えているところではないですよ。抱えているところもあるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:40	はい。東京電力の今です。その他 1 もですね、
1:16:46	エルボも含まれております。
1:16:49	高圧代替注水系保留は注入配管合流点から、クリーンナップのA系、
1:16:55	Aー合流点という主配管のエルボ。
1:16:58	こちらの評価はその他 1、
1:17:00	の方に記載がある。
1:17:04	そういう分類上ですね。
1:17:06	評価と、
1:17:08	評価としては同じエルボのスペックではあるんですけども、分類上、 その他 1 の方に含まれていると、そういった
1:17:16	記載になっている。
1:17:18	以上です。
1:17:21	はい。それ、
1:17:25	D2 が、このその他 1 のところに加わっているのは、
1:17:31	月間をエルボにしたから加わってるんすか。
1:17:44	はい。東郷電力の山ですいません。曲げ管をエルボにしたということ で、原子炉冷却材浄化系の配管の変更というところで、DBの 2 月、
1:17:57	要目表の変更にあたるというところで、
1:18:04	B-2 が、
1:18:25	東北電力の峯岸です。すいませんちょっと 1 点、訂正させていただきたい と思います。こちらにつきましては、先ほど見ていただいた、
1:18:36	資料 6 の方ですね、
1:18:41	一番お二人やすいところが、ページ数でいう資料 6 の 80 ページを見て いただきたいんですけども、
1:18:49	これ模式図で一番わかりやすいと思いますが、
1:18:52	こちらのところですね、
1:18:55	すいません、資料 6 の、
1:18:57	79 ページになります。
1:19:00	先ほどとちょっと重複した説明にはなりますが、
1:19:04	今回、Lを追加しているのが先ほどの⑦、赤いライン、それから⑫といっ て合計 7ヶ所ありますが、
1:19:14	今回、安全対策工事として高圧代替注水系をクリーンナップのラインに 合流させておりますので緑のラインですね、赤囲みのところ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:25	この間イワコケンようになりますので、デービーSA兼用ということで記載すべきところが片方抜けていたといったところで先ほどお話ありました通り適正化。
1:19:37	手配で今回適正化させていただいたと。
1:19:40	ということになります。
1:19:46	はい、ありがとうございます。
1:19:48	藤。
1:19:51	へえ。
1:19:59	適正、適正化するのは、
1:20:18	安部さんどうぞ。
1:20:21	原子炉規制庁畠山です。すみませんちょっと私が議論半分ついていきたい部分があるので、改めての部分があったら大変恐縮ですけども、
1:20:29	今回、DBを追加しますっておっしゃられているところというのは、
1:20:37	新規制基準の際にも、要は、改造後の、
1:20:44	次、曲げ管の部分。
1:20:47	その時においても、本来はDB-2と書くべきだったところを書き漏らしてたということですか。
1:21:00	はい。東北電力の岩間です。はい。もともと書くべきところが欠けていなかったというところで、今回追加、
1:21:09	わかりました。で、曲げ管だったときに、柿原氏は、わかりました。で、
1:21:17	その曲げ管だったときに、DBとしての評価自体はやってたかやってないかはどちらですか。
1:21:25	まず曲げ管としていつ評価したか、なんですけれども、曲げ管だったのは、藤氏、前回の再稼働購入のも、
1:21:35	その前の建設時の時点が月間でして、
1:21:38	前回の再稼働工認時には、すでにエルボとしてモデルもですね、実際の評価の方も衛藤するということにはなっていたんですけども、
1:21:49	それが要目表上はちょっと適正に書けていなかったと、というのが今回の変更認可申請の概要にありますので、
1:21:56	曲げ管の評価としては建設時に実施していた。
1:22:02	実施している。私の問いの仕方が悪かったですね。原価だ。
1:22:08	エルボだったのに技監だったという部位の場所について、今回で言う、72の部分については、
1:22:16	DBの範囲として一体として、評価をしていったということは、イエスというご回答いただいたということですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:25	相当でございます。
1:22:26	わかりました。で、あくまで御社としては、
1:22:31	エルボとして、解析を行っていて、評価を行っていて、その結果を示す際に、この
1:22:43	何ていうんでしょうか。
1:22:44	評価条件整理表。
1:22:49	作成するにあたって、DBの記載を、
1:22:52	記載忘れをしていたため、その部分を適正化させます。ただ、評価を改めて、
1:23:03	技監だったから、エルボだったかなということで、評価をやり直したわけではなくて、あくまで
1:23:12	動き、
1:23:13	記載忘れてた部分について、
1:23:16	追記をしました。なので、
1:23:18	このD2ってところが、
1:23:21	今回の辺に何かしら影響をおよぼしてるものではない。
1:23:25	これでご回答はよろしいですか。
1:23:27	こういう認識ですかね。
1:23:30	はい。東北電力の岩間です。今ほどのご理解の通りで評価をやり直したものではありませんので、記載みんな適正化。
1:23:40	の修正と
1:23:41	にある
1:23:42	以上です
1:23:46	原子炉規制庁島山です。趣旨は理解しました。備考欄の
1:23:54	エルボであることから、DBにを記載するっていうのがちょっと繋がらなくて、
1:24:00	エルボだったから、DBになったということではなくて、もともとD2として評価していったけれどもその記載が抜けていたからD2を追加するということですよ。
1:24:15	はい、東電今です。今ほどおっしゃっていただいた通り、ちょっともともとJBで評価していたものを、今回追加すると。
1:24:25	いった旨ですので、ちょっと備考の記載の方はですね、見直したいと思います。
1:24:29	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:36	すいません答弁流に言いましたエルボだからの前に、DB施設として使用するエルボだからっていう、
1:24:44	2ということで、おっしゃる通りだと思いますすみませんちょっと私も言葉足りてなかったなと今思いました。
1:24:51	まずうこれDBなんだってということがスタートだっていう、
1:24:56	そこが問題で、いや、下巻なのか、多分エルボなのかっていう議論をし始めると、こんなまでいくんだと思っていて、
1:25:06	このラインは何なのかってところで、DBとして行う設備で、そのDBということが評価条件に書かれていませんでした。
1:25:16	で、今回、曲げ管と書いてたけどもLを直しますってところに合わせて、DBであることの評価設備がDBであることということも明記してますということですね。はい。
1:25:27	何、理解はできたような気がします。はい。
1:25:33	東北電力の峰岸ですけども補足しますと今日、今回の回答整理表の中で、もうお示ししてますですね。
1:25:42	通りですね、回答整理表の
1:25:58	資料 2 の中の、107 ページの方にあります通り、
1:26:08	表 2 の中にお示ししてます通り、
1:26:13	こちらですね先ほどお話がありました。計算書の中身自体は、変更はございません。ただ先ほど言った通りですね、
1:26:23	矢印とかですね、記載の適正化が必要な範囲がありましたので、フロー番号で言うと②ということで整理した結果になってございます。
1:26:34	説明は以上になります。
1:26:45	セトイトウです一応確認ですけどその他 1 っていうのは、
1:26:51	何だ、70、
1:26:54	資料、資料 6 のう。
1:26:57	79 ページでいうと、
1:27:00	この赤点線で囲われているところ等、⑫っていう 5ヶ所、
1:27:07	が、
1:27:09	この、これがその他 1 っていう理解でいいんですかね。
1:27:20	はい。東北電力の岩間です。
1:27:23	79 ページの赤点線で囲われるところすべてでは、ちょっとないんですけども、ここは
1:27:34	その他 1 ではなくて、黒太線で強度計算書の方にですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:39	示しているものも、要はTPそのものも、服全部含まれた一体構造の日 っていうふうに
1:27:47	ご説明させていただいておりますけれども、
1:27:49	直管とTが組み合わさったところを赤点線で囲ませていただいた
1:27:54	79 ページでいい言いますと、
1:28:03	およそ 822 っていう番号から 627。そ、そこら辺のそこら辺で説明
1:28:12	床直管二つが組み合わさった構造になっておりまして、ここの中の一部 の、
1:28:19	ところ、はい、直管が。
1:28:22	その他の 1 として評価されている部位、
1:28:25	になります。
1:28:28	はい。以上です。わかりましたTTは竹野会長ですね、12 の⑫の 5ヶ所 は全部その他 1 ですか。
1:28:37	はい。⑫の箇所はすべてその他 1 になります。はい、わかりました。
1:28:42	それからなんでしたっけ。
1:28:47	8、81。すいません
1:28:53	資料 6 の 81 ページの、
1:28:59	一番上のD2 が、
1:29:03	加わってるのもこれは同じ。
1:29:07	あれ同じ範囲、さっき聞いたところと同じところなんでしたっけ。
1:29:15	はい。東北電力の岩間です。はい。先ほどはご説明したところになりま すけれども、
1:29:21	AとD2 が追加された、整備のみが追加された行。
1:29:25	こちらで評価してこの評価条件で評価しているのが、
1:29:30	その他 1 のエルボになります。
1:29:34	はい。同じものを指してるということで承知しました。
1:29:44	他、このCUWのところ、
1:29:48	規制庁からありますか。
1:30:01	とりあえずよろしいですかね。一旦ここは、
1:30:05	終わって、
1:30:08	と、
1:30:10	すいませんそろそろ時間、予定時間は来そうなんですけれども続けてし まっても大丈夫ですか。はい、わかりました。
1:30:19	次に
1:30:27	SGTSの方に行きたいんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:32	すみませんちょっとこれは、確認をさせてもらいたくて、
1:30:39	今回、
1:30:40	新しく設定根拠の説明書が出されていて、
1:30:45	資料7で言えば、32 ページですか。はい。
1:30:54	それで、そうでちょっと、これは新規3時から同じなので、
1:31:00	きちんと整理をされてると思うんですけど、ちょっと確認のために最高使用圧力がマイナ数、これは読んでもいいんですね、マイナス。
1:31:11	23.5。
1:31:12	からってなっていて、ちょっとこれがどういう考え方で出てきているのかが
1:31:18	設定根拠で、
1:31:21	分は書いてあるんですけどちょっと、
1:31:24	かみ砕いて説明してもらえますか。
1:31:36	東北電力の岡田です。
1:31:39	江藤。ここがマイナス 23.5 になっているのはこの辨野。
1:31:45	設置場所ですけども、
1:31:50	同じ資料7の、
1:31:59	9 ページ目です。
1:32:05	資料7の9 ページ目の左上のところに、記載されてございます弁2 弁 ございますがこちらが、
1:32:14	001 の辺になります。
1:32:18	原子炉建屋原子炉棟からの吸い込みのところに設置されてございまして 負圧となるというところで-20、
1:32:27	現行でした
1:32:28	の記載になってございます。
1:32:31	構造的な部分で、このような、
1:32:35	出会う等条件なってることから、
1:32:40	平成23区になってるというところでございます。説明以上です。
1:32:57	ありがとうございます。規制庁伊藤です。ちょっと私は知識が足りてない んですけど、非常用ガス処理系排風機締め切り制圧っていうのは何を 指してるんですか。
1:33:24	東北電力の岡田です。先ほどの9 ページの資料、
1:33:31	をご覧ください。これの真ん中左ぐらいにですね非常用が処理系排風機 がございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:38	この、この出口側のダンパーをですね、閉じた状態で、排風機をまわしたときの締め切りの圧力、
1:33:47	いうところでございます。
1:33:49	以上です。
1:34:03	東北電力の方です。訂正させてください。排風機の出口側のダンパではなくて、
1:34:10	001 弁自体を閉めたときの、にかかかる配布からかかる圧力になります。
1:34:18	以上です。
1:34:23	この締め切りってのはF001 を占めてるっていうことを指してるんですか。
1:34:30	東北電力の岡田です。はい。その通りです。
1:34:33	方法。
1:34:35	なるほど。はい。何となくイメージできます。はい。
1:34:43	すいません同じ資料 7 の中で、
1:34:50	これもちょっと共同
1:34:53	強度の説明、計算書のところ、
1:34:57	質問したいんですけど、
1:35:00	資料 7 の 40 ページ、
1:35:05	41 ページ。
1:35:11	40 ページの方は、13.7kPaを使っていて、
1:35:18	41 ページのフランジとかフランジポートを、
1:35:22	解析では、
1:35:23	23.5 を使って、ここの値が一定なんであるのかなっていうところを教えてください。
1:35:56	東北電力の岡田です。衛藤少々お待ちください。
1:37:23	東北電力の方です。申し訳ございません。今ちょっと回答の準備ができていなくて申し訳ないんですけども、
1:37:31	確認させていただいて改めて回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
1:37:37	衛藤です。わかりました。よろしく申し上げます。
1:37:47	SGTSのところはとりあえず私からは以上なんですけど、規制庁側から他にありますか。
1:37:56	とりあえずよろしいですかね。はい。
1:37:59	それでは、金。
1:38:02	藤。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:03	元素格納容器長期系のところに行かせてもらいます。ちょっとお待ちください。
1:38:29	戸松%。
1:38:31	すいません。ちょっと、要目表のところの確認なのですが、資料 8-4 ページを、
1:38:40	改めて見ているとですね、
1:38:50	ちょっと、
1:38:52	できればし、新規制のときの要目表があるといいんですけど、
1:38:57	等、
1:39:00	ちょっと待ってください。
1:39:17	はい。
1:39:18	今ご覧になれテイルといいんですけど新規制の機能要目表の変更後が、
1:39:26	今回の変更前に入っていると、いうふうに理解をしているんですけど。
1:39:33	アノ行がちょっと入れ替わっているようなところがあってですね、具体的に言うと、
1:39:43	この、
1:39:45	X230 からドライブルで若干分岐点のところの、
1:39:50	上から 4 行は、新規制のときと同じなんですけど、その次に、
1:39:56	地域性の時は、
1:40:00	括弧内の数字で言うと、
1:40:03	17.5 っていうのが一番最初に来ているんですよ。
1:40:07	17.5、9.59. 5 っていう順番。
1:40:12	なんです。今回、9.59. 57.5 っていう順番になっていて、
1:40:19	これがな、
1:40:22	なぜ入れ替わっているのか、入れ替わっていても、規則的には、
1:40:28	OKなのかというところを教えてください。
1:40:40	東北電力の片田です。まず、新規制の時の要目表。
1:40:47	の方でお話させていただきますと、
1:40:51	10、括弧の数値で 17.5。
1:40:55	の、使用の配管については、
1:41:04	知恵を、本当、
1:41:07	直感、
1:41:13	ごめんなさい、説明の仕方を少し変えさせていただきますけれども、まず、基本的には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:20	その系統、
1:41:22	管の名称の上流側から登場するように、記載は意識的にはしてごさいますけれども、そうでなければならないというルールはございません。
1:41:35	と、私が今見ているのは新規制の時ではなくて、最初、
1:41:41	今の要目表に、
1:41:45	の記載に変更する前の記載のものだったんですけどそれではなく、
1:41:50	当時の申請の誤っていたもの。
1:41:54	の要目表今見てらっしゃる。
1:41:57	誤っていたというのは私が言ったような新規制工認の
1:42:03	変更前新規制工認の要目表と、
1:42:07	今回の辺の最新版の
1:42:10	最終版って言ったならあれですかね、資料、
1:42:13	8-4 ページ目の要目表を、
1:42:16	見比べているということです。
1:42:36	えっと、今新規制の、
1:42:39	要目表ご覧になれますか。
1:42:41	少々お待ちください。
1:43:44	セイトウです。今新規制のご覧になられてるかと思うんですけど新規制の変更後が、今回のへん人の変更前になりますっていう、今そういう、
1:43:56	ルールだと認識しているので、そのまま入っていないところについては、なんでなのかなという理由を聞きたかったということです。
1:44:05	東北電力の岡田です。新規性時点の配管の要目表。
1:44:12	の方ですけれども、先ほど説明させていただいた、
1:44:19	登場してくる配管、その班名称のところで、最初に登場してくる感銘書通りの並びになっていなかったところについても、今回改めて、
1:44:30	この記載の順番を見直すと。
1:44:33	この修正に合わせて見直しでございますので、
1:44:38	出てくる配管の並び順が変わっているというものになります。以上です。
1:44:44	はい。規制庁井藤です。わかりましたけど、具体的な角野。
1:44:51	何ていうんだねどの順番。
1:44:54	はい。配管。
1:44:57	系統図とかをできれば見ながら話ができればと思うんですけど、何か。
1:45:02	どこの順番が違ってましたとかって簡単に。
1:45:06	図面で説明いただくことってできますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:12	ちょっと確認しますので少々お待ちください。はい。
1:47:01	東北電力豊嶋ですけれども補足資料の 103 ページ 104 ページをご覧ください。
1:47:17	実態の配管の流れは 104 ページの下のところにポンチ絵があります通り、
1:47:24	X230 ペネからですね、順番としては、
1:47:30	⑰、⑱、
1:47:33	というような感じで、順次、目標と照らし合わせて番号振っておりますと。
1:47:38	投信規制の際はですね 1078 年以降ですね、19 番、
1:47:45	からですけれども、
1:47:47	1920 が先に来て、
1:47:51	この後、
1:47:53	ご指摘の
1:47:58	ご指摘の部分が多分 21 位ですかね、マル 21 という、
1:48:04	伴の部分、こちらの順番が、
1:48:09	若干前後しているということ。
1:48:13	でございます。
1:48:14	原則としては変更 5、
1:48:19	の仕上がりがですね今回の選任の順番でいきますと、1922。
1:48:25	20 ということで
1:48:29	ご指摘の部分ですと、10、
1:48:33	19 番と 21 番が多分並び的には、
1:48:39	東京運転してることになると思うんですけれども、
1:48:44	本来は、設計変更後の上流の部分から出てくるスペックを順番に並べて要目表書くというのが原則になってございますが、
1:48:54	今回は、
1:48:55	変更前の 22 と 23 ですかね。
1:48:59	そこの薄肉の間とエルボー、ここは追加する。
1:49:05	一部薄肉のまま残るものと厚肉のもの。
1:49:10	に分かれますと。
1:49:11	例えば 22 番の方の考え等、
1:49:16	19 と 22、厚いものと薄いもの、それぞれに分かれますとかですね。
1:49:21	23 のものが、
1:49:24	20 番と 23 にスペック分かれますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:27	いう、そちらの記載を優先させたがために、若干、
1:49:35	記載の並びがですね、前後するような、ちょっと原則から外れるような記載になっているというものでございます。
1:49:44	以上です。
1:49:46	はいありがとうございますケースをイトウです。すいません。104 ページでいう等、
1:49:53	だからもともとわあ、
1:49:56	上から 17、もともとあつては新規制工認の、
1:50:00	変更。
1:50:02	順番で言うと、17 時 8920 ってあつて、
1:50:08	22 と 21 の逆転、えっと 21 と。
1:50:13	やっぱ難しいなど。
1:50:15	20 の次に 21 が来てたっていうことだけれども、それが、
1:50:23	変更前のその途中に行が、
1:50:27	消えて、
1:50:29	後の方に等組み込まれる関係で入れ替わってるそんな感じです。
1:50:38	はい東北電力の豊嶋です。はいご理解の通りです。
1:50:43	はい。
1:50:48	それで、
1:50:50	そこまで厳密な順番のルールはないというふうにさっきお聞きしたので、そこはわかりました。そうしましたというところです。
1:51:15	とそれから一すいません。
1:51:19	ちょっとまた別ですけど、
1:51:22	資料 8、
1:51:25	うん。
1:51:30	98 ページ目。
1:51:33	一行ですかね。
1:51:37	これは念のための確認です。
1:51:41	菅ナンバー10 っていうのが、
1:51:46	今回、JIS規格概観スギタので削除してます。
1:51:52	フィルタベント系に含む。
1:51:55	というふうに書かれていて、
1:51:57	この間No.10 のところは、フィルタベント系の、
1:52:02	方の計算書に入っているという理解でいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:12	東北電力の岡田です。その理解で問題ございません。はい。それは資料番号。
1:52:20	て、今わかります。
1:52:23	資料番号っていうのは、ローマ数字 6 の何ぼかっていう、フィルターベント系の、東北電力の岡田です。いうタレント系の計算書の番号ということですよ。
1:52:33	確認しますので少々お待ちください。
1:53:23	東北電力の方です。ローマ数字 6。
1:53:29	3、3、6、2、
1:53:32	1131 になります。
1:53:38	はい、ありがとうございます。ここの中に不
1:53:42	含まれていて、このこの 3362131 の説明書の内容は、
1:53:52	変え、あえて変える必要はないっていうことですか。
1:53:56	東北電力の岡田です。はい。変える必要はございません。以上です。
1:54:05	はいわかりました。
1:54:07	宗玲斗。
1:54:12	と、
1:54:17	あとはちょっと、同じG資料 8 の、
1:54:22	101 ページで、
1:54:27	等、
1:54:29	備考欄で書いてもらっているのはナンバー9 が、
1:54:35	JIS規格外観スギタなので、
1:54:38	発サノ不能許容差と、菅野最初はそのメーカー基準値変更。
1:54:44	こういうふうに書かれていって、変わってます。
1:54:48	確かにその数字が、
1:54:57	資料Hatchに移って、
1:55:01	すみません、ちょっとお待ちください。
1:55:30	資料 78 です。
1:55:34	78 の中では、
1:55:38	反映されている。
1:55:42	どう確認しました。
1:55:47	ナンバー9 の、
1:55:49	その許容差とか厚さの負の競争とか、管の最小厚さの変更っていうのは、同じ計算書以外のところにワー金は諸生じないっていう理解でいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:03	東北電力の岡田です。102 ページの計算でしか使ってございませんので、羽根ることはございません。
1:56:13	わかりました。
1:56:20	すいませんちょっとお待ちください。
1:56:39	資料 78 の方でちょっと質問をしたいんですけども、
1:56:45	へえ。
1:56:46	と。
1:56:47	ちょっと下間の番号のつけ方だけお尋ねしたくて、
1:56:55	管ナンバー7 とカー8 とカー。
1:56:58	二つずつあるんですけども、これは同じ番号で付け、
1:57:04	る必要があるってということなんですけれども、それちょっと基本的な質問で申し訳ないんですけど、
1:57:25	小野瀬、東北電力の岡田です。正確な回答は別途確認して回答させていただきますけれども、
1:57:33	同じ。
1:57:34	使用の間であっても、
1:57:37	設置した。
1:57:39	年代によって、評価している内容、規格の使用方法ですとか、その辺が違ふことによって、
1:57:51	同じ番号で書き分けてた。
1:57:54	と考えています。これはこそ、
1:57:57	不
1:57:59	添付資料。
1:58:01	共同計算の方法の方に記載されてましたので、
1:58:05	当該箇所ベッドを詳細確認して、
1:58:16	東北電力の豊嶋でございます。7、
1:58:20	バナーが二つ、8 が二つとおっしゃってたのは資料 78-2 ページでよろしいですか。2、A、2 ページ。
1:58:31	は、
1:58:32	通し番号で2 ページ。そうですね。はい。こちら条件評価条件整理表になっておりまして、例えば7 でいきますと、
1:58:43	真ん中の辺ですね、DB条件というところが7 でもですね、場所によってちょっと条件が違ふ。
1:58:50	最終的にこちらSA条件 200 \$。
1:58:53	いうところを用いて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:55	評価自体は行われているので、結果は変わらないんですけども、元のデービスペックが違うということで、⑦でいけば複数箇所、
1:59:05	混在しておりますのでその条件が違った場合の書き分けをやって行っているということになる
1:59:12	以上です。ありがとうございます。これは条件が違って、でも同じ7番としては使わないといけない理由があるんですか。
1:59:21	東北電力豊嶋ですけど評価するときのスペックといたしましては、
1:59:29	7ページですかね、通しの7ページのところで、
1:59:37	こちらの条件としては外気縦7番でいきますと外径ですとか厚さとか、
1:59:44	この評価条件が一緒なので、
1:59:49	7ページ目の2ポツの表ですね、ツチャー7という意味でいくとスペックが同一、評価条件が一緒なので7番としてまとめている。
2:00:04	どちらかというこの評価条件が同一のものというのがその前の系統図で、6ページの系統図でいう同一の番号を振っていると。
2:00:14	ということになりますが細かい設計条件を見ていくと同じ番号のものでも差異があるので、そこは、2ページの評価条件整理表の方で、
2:00:24	この正しく書いているということになります。以上です。
2:00:28	はい。ありがとうございます。すいません、番号が、
2:00:33	7が二つあるとか、その辺は3割、
2:00:37	こだわりはないんですけどそれで今回厚肉化をする配管っていうのは、7番と、
2:00:45	8番もはいりますか、どの範囲まで月にいくか。
2:00:51	されるってか厚肉化を、
2:00:54	二つに、
2:00:56	要目表の変更対象の配管なんですかね。
2:01:10	東北電力の方です資料6で説明させていただいてもよろしいでしょうか。資料6ですか。ごめんなさい。間違えました。資料8になります。
2:01:20	はい。
2:01:25	資料8の103ページ、404ページ。
2:01:30	ご覧ください。
2:01:36	まずう104ページからいきます。
2:01:41	渥美化する範囲については、資料104は、資料の104ページの、
2:01:47	凡例でオレンジ色をつけてございますけれども、この範囲がマツノ1課の配管になりまして、このままですね、
2:01:58	貼りつけてございます要目表をご確認いただくと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:01	⑰18、1920 コガ庄に関する要目表上は追加するものになります。
2:02:09	さらに手続き対象となりますと、加来で困ってあるところの番号のところを見ていただければ、ご理解いただけるかと思います。説明以上となります。
2:02:20	はいこのページはわかるんですけど、資料 78 の家概略系統図。
2:02:28	概略系統図の⑦とか⑧の番号だと、何番まで入ってんですかねっていう質問です。
2:02:39	資料 8 にも入ってる。
2:02:45	資料 8 の 100 ページの、
2:02:48	面等、どこまでですかねってことで、
2:03:29	東北電力の岡田です。渥美気化する範囲については資料 78 の中で、7 ページ目の、
2:03:37	7 番。
2:03:38	31.0 という、公称厚さの記載ございますけれども、
2:03:43	ここまでの範囲となります。
2:03:47	以上です。
2:03:49	7 番だけでしたっけ。なんか、17.5 に厚肉化するってところもあったような気がしたんですけど。
2:03:59	衛藤東北電力の原です。
2:04:10	確認します少々お待ちください。はい。
2:05:12	東北電力の岡田です。7 番、それから 8 番が、今回追加する配管に該当いたします。
2:05:20	正確に言うとあれですから 8 番のうち、下の方っていうか、
2:05:25	はい、7 番とくっついてる方って事でいいんですね。
2:05:29	東北電力の岡田です。そのご理解で、
2:05:32	間違いございません。はい、わかりました。その上でもうこの経産省計算書上では、
2:05:42	厚肉化がすでに新規制の時に反映されて、
2:05:48	たっっていうことなんでしょうか。
2:05:52	東北電力の岡田です。そのご理解で間違いございません。はい、ありがとうございます。
2:06:03	規制庁伊藤です。ちょっと
2:06:06	時間も大分経っており、
2:06:09	とりあえず私から今の時点で以上なんですけどハタケヤマさんありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:15	畠山です。ちょっと1個話一つだけ戻らせてもらうんですけども、目次の話。
2:06:24	先ほど長谷川さんの方から、過去の指摘のところ、網羅的に示す必要性があるんじゃないのかっていう、規制庁側の意見を踏まえて今の申請の、
2:06:36	系統にしていますって話があったので、ちょっとあの当時何言っていたかなということちょっと自分で思い返して、ちょっと見てたんですけども、多分6月9日にコメントをしたのかなと思っていて、
2:06:49	その時の確かコメントの経緯が、
2:06:53	確かもともと耐震の説明書を引き合いにして、耐震設計の基本方針というものが、今回の申請書の中で示されていないくて、
2:07:05	突然耐震の計算方法に行き着いていますと、で、こちらの懸念す意図としては、この耐震計算書のもともとの設計が、例えばその基本方針が変わったのが変わっていないのかっていうところが、
2:07:22	現在のところ明らかでなく、いわゆる耐震現在出るSクラスとして評価して言うのかとか、SAのところ、衛星としてのそれぞれのその区分、
2:07:33	施設区分に従って設計しているのかとか、そういったところが見えませんが、ですので、変更してないことであれば変更していないということが示すように、Aとしてください。それにあたっては先行事例とかもありますので見てくださいっていうコメントだったかなと思っています。で、
2:07:49	いわゆる今回の
2:07:53	整理されているケース、1234というところの3や4まで、すべからく示してくださいっていうコメントを一義的にしたつもりではなかったということだけは先にまず申し上げたいと思ってます。で、
2:08:09	そういった意味で、他社の例を今さっと見ている限りだと、他社は多分、
2:08:15	今私が1例見た限りだと、多分東北さんとは違う、若干違う整理をしている部分あると思っていて、整理が、
2:08:26	違うこと自身が悪いわけではなくて、それは他社の、そもそもの申請書の構成が若干違っていると、
2:08:36	申請範囲を明示的にバンと書いて、具体的なやつは細かなところで書いているふうな、整理だったりそういうふうな違いとかがあって、
2:08:47	あって、その違い自身は構わないんですけども、こちらとして求めるものについては、添付書類が何なのかってことがわかるようにというところは求めたいと思っています。で、一つその上で考えていただきたいかなと思っている観点は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:03	今回で言うと、ちょっと目次全体のページと、ちょっと個別のその具体的な説明書の時に、説明される部分、具体的に
2:09:15	何々を添付する新しい何々は関係せず、
2:09:20	添付しないって書かれている。
2:09:22	目次。これちょっと個別目標って言いますね。で、
2:09:27	まず目次全体のところではケース 1 から 3 まで記載をしています。
2:09:32	ケース 4 は記載していません。
2:09:34	でも申請範囲は秋月イチタニです。
2:09:36	で、個別の目次においては、ケース 1234 すべてにおいて網羅的に書かれて、
2:09:43	います。
2:09:44	ただし、
2:09:46	3 と 4 については、添付不要と説明しています。
2:09:51	いうふうな形だと思ってますんで、その中で個別のところでは添付不要であることがわかるようになってはいますけども、目次全体でいうと、
2:10:02	ケース 3 は書いていて、ケース 4 は書いていないってところ。
2:10:07	を踏まえると、目次においてそのケース 4 で触れられてないじゃないですか。で、
2:10:13	考え方って、ケース 3 と 4 でも、全体の文字で、
2:10:17	あんまり変わる必要性はないように思っていて、ちょっとそのところについては、
2:10:22	本当に示す必要性があるのかってところは、再検討していただければなと思います。必要ということであれば、ちょっとその必要性に含めてちょっと確認した上で、またご説明いただければと思いますけれども。
2:10:35	個別のところ、不用の理由が説明されている。
2:10:39	ことを考えると、全体のところで、わざわざ改めてあげる必要性が金さんとしてあるのかなって懸念です。はい。
2:10:49	東北電力の長谷川です。はい。江藤。ご見解今、崎山さんおっしゃった通り、我々もそう言うような整理でやりました。あと、今おっしゃった通り、確かに
2:11:02	本日の資料で言うと資料中に出してる添付書類の目録っていうのは、今変更認可申請書これから補正かけるときに、冒頭につけようと思ってるものなんですけども、
2:11:14	確かにおっしゃる通り、あそこではケース 1 も 2 も 3 も、実は 4 も間接的に実は入ってるんですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:21	例えば、
2:11:23	6-1。
2:11:25	というのがあと思うんですけども、
2:11:28	はいと言うことで、
2:11:32	なので、あとは、具体的に今回示さなきゃいけないものが、ここ、
2:11:38	階層を深くして載せてるっていうイメージなんですけども。うん。確かに、ちょっとここはもう、わかりやすいようにちょっと考えてはみませんが、一応整理はされているということです。
2:11:51	何となく考えは理解できました。で、もしその考えが生きるのであれば、そのケース三、四はあくまで、いわゆる1-1の説明書
2:12:01	の部分で言えばいい話。
2:12:04	のような気がしてよ。木曾さんも含めて、
2:12:07	一度そこの考えも含めてですね、どのようにその申請の、
2:12:13	にあたっての添付書類を示すのかっていうところをですね、ちょっと整理いただければなと思いますというのがちょっと、まず目次の部分です。はい。
2:12:22	で、それにあたって、
2:12:27	資料の6の、
2:12:30	52ページを開いていただいていた方がいいですか。
2:12:38	で、えっと、
2:12:43	見ていただきたいのは52ページの、
2:12:46	上、
2:12:49	から、
2:12:50	2、三、四、四つめでしたかね、第4、4、31図、
2:12:56	設計基準対象施設、高圧代替注水系系統図、7分の1って書かれている、この部分。
2:13:04	について、先ほどの10ページの目次ってもらったときに、
2:13:09	おそらく抜けているのかなと思ってて、
2:13:14	資料10の、
2:13:16	ページ11ページ。
2:13:18	の、
2:13:22	4.4.3高圧代替注水系の
2:13:27	一番上の部分に、おそらく今の部分入ってくるのかなあと。
2:13:33	思っているんですけども。
2:13:36	ぱっと見、抜けているようにも思ったので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:41	ちょっと、
2:13:42	整理を、
2:13:45	していただければと思います。
2:13:51	はい。東北電力の峯岸です。すいません。確認させていただきます。
2:13:56	見間違いで、ドアノどっかに書かれてますってことだったらそれで構わないんですけども、ちょっと
2:14:04	ぱっと見僕は見つけられなかったので、
2:14:06	一度整理をしていただいて、添付のば数店舗忘れたということであれば、
2:14:13	記載してください。
2:14:16	他のところにも何か見といてくださいといったところですよ。
2:14:20	あとは、
2:14:37	あとは市、
2:14:39	いただいている資料の 25 番を、
2:14:42	を開いていただいていますか。
2:15:20	資料 25 開いていただいて、後ろの方行ってもらって、自然現象等による損傷の防止に関する説明書があるかと思っています。
2:15:31	その中で、これはいずれも新規制、
2:15:35	新規制下とかともかく既認可、
2:15:38	の設計に変更がないということが書かれているものかと思ってます。で、防護対象施設の範囲っていうところ、
2:15:48	例えば、令和 3 年に認可されたものから変更なし。
2:15:53	対津波においては、
2:15:56	令和 4 年から変更なし。
2:15:59	基準津波については令和 3 年から変更なしと。
2:16:04	有毒ガスを引用しているものと、
2:16:06	あと新基準を運用してるものがあるって、ちょっとその整理がよくわからなくて、特にその津波の設計で、
2:16:15	令和 4 年引くものと令和さんに引くものが混在してるのがちょっとよくわからなかったです。
2:16:24	令和 4 年多分有毒ガスだと思うんですけども、
2:16:27	あの中に退室津波の話でなかったのかなあとあって、であれば、
2:16:36	物によって変わることはないと思って。
2:16:39	であれば、ちょっとこの整理は、
2:16:42	どちらを引用すべきなんでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:44	というところをちょっと整理いただければ
2:16:49	はい。東北電力、渡部です。
2:16:52	今一度ですね有毒ガスの時の申請書のほうは再度確認させていただきますが、記載値としては、有毒ガスのときに、耐津波に関する、添付書類についても、
2:17:04	すべて今回出してすべてを添付していたわけではなかったと確認していただきましたので添付していたものは、令和4年と、その時に添付していなかったものが、
2:17:15	令和3年という整理で、をしております。
2:17:19	整理の方針は今お話した通りですのでその整理に基づいて、間違っていないかということについては再度確認させていただきます。
2:17:27	はい、原子炉規制庁島山です。
2:17:30	内容は承知いたしました。で、
2:17:35	今は津波で例を申し上げましたけども、全般的にいえる話だと思っておりますので、
2:17:45	引用すべき基準は、新基準なのか、有毒ガスなのか、ちょっとそこは精査いただければなと思います。
2:17:55	或いは、両方であれば両方書くのもあるかと思えますけれども、ちょっとその整理論をちょっと整理いただければなと思う。
2:18:04	で、今ちょっと両方引用しなきゃいけないかもしれない、マークかもねっていう話をしたのは何かっていうと、許可整合性の、
2:18:14	本文5号の部分。
2:18:16	本文5のところをちょっとどう整理するのかなっていうのがちょっと気になっている部分です。
2:18:20	本文の方は
2:18:29	資料27を開いてください。
2:18:44	資料27の、
2:18:47	開いてもらって、
2:18:49	たところ、冒頭で、
2:18:53	本文5号との整合性は令和4年9月28日付け何とか何とか号にて認可された設計工事計画から、
2:19:02	変更。
2:19:03	箇所について添付する。
2:19:05	得られていて、
2:19:08	これ有毒ガスでしょうとね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:11	言うと9月の申請を、ちょっと今、自分がヒダカぱと、
2:19:16	うん。
2:19:17	すぐ開けなかったんで、口頭だけで伝えますけども、確か井戸バスの本文5のところは、
2:19:24	その他のところは新基準から変更ないってことはなくて有毒ガスで見なければならぬところだけ書いているっていう状況の申請だったかと思ひます。
2:19:34	で、
2:19:35	等となったときに、新基準との紐づけて、
2:19:40	どうするのかな。
2:19:41	と思ひていて、
2:19:43	与信基準にちょっと、
2:19:46	有毒ガスに直で行った時に新基準に繋がらないような、
2:19:50	状況であれば、
2:19:52	有毒ガス、
2:19:54	及び新基準から変更ないということも一つの
2:19:59	考え方かなと思ひますし、もしどこかで、
2:20:03	引っかけられる部分が、井戸ガスの部分で、
2:20:06	ちょっと僕は見つけられなかったんですけどあるんであれば、このままで良いっていう説明で十分でしょうし、ちょっとそのところは、
2:20:15	どの近隣かを引用するのかっていうのは、
2:20:18	全般的に見ていただければと思ひます。
2:20:24	はい。東北電力、渡部です。ただいまのご指摘を踏まえまして、
2:20:29	いついつの認可時点のものを引き合いに出して変更がないとするのか、そちらを再度整理させていただいて、必要に応じて、記載の方を修正させていただきたいと思ひます。
2:20:43	衛藤はい規制庁イトウです。規制庁側から他にないですかね。
2:20:49	はい。
2:20:50	それでは、
2:20:52	ちょっと時間が大分経っちゃっているんですけど、一応ヒアリングは終わりにしたいところではあります、のため振り返りを、
2:21:02	いただいてもいいですかね。
2:21:16	はい、東北電力メキです。本日のヒアリングの振り返りの方をさせていただきたいと思ひます。ちょっと資料2ですね、回答整理表に対してのコメントのところを振り返りですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:27	最初の方でありました計算の記載を含めですね、昼、今日の資料では55ページの資料について、
2:21:36	条文の記載について
2:21:40	再度修正の方させて、江藤させていただくということでコメントをもらっていただいております。
2:21:46	で、藤ハタケヤマさんの方からコメントいただきました同じく、
2:21:51	当時の資料ナンバー2で言いますと、添付資料の考え方については整理することと、
2:21:56	添付すべきものが申請書の目録としてわかるようになっていることを整理いただきたいということでコメントいただいております。
2:22:03	続きまして、回答セリフのナンバーで言えば144のところですね、当資料への反映箇所の記載が古いというところでコメントいただいております。
2:22:15	続きまして資料69ですね。
2:22:19	補足の書き方として今回、86ページのところでエルポを新設すると記載されているんですけども補足の書き方が、内容と総合して、整合していないということでコメントをいただいております。
2:22:35	続きまして、資料6ですね。
2:22:38	広くのところで、
2:22:41	今回、エルポのところDBとして評価している部分ありましたけれども、
2:22:49	備考欄の記載が、変更した内容と整合していないところを、人をご指摘いただいたと思いますのでそちらの方の記載について修正させて、させていただきたいと思います。
2:23:01	続きまして、資料6ですね、クリーンナップのところコメントいただいておりますが、P52の資料ですね、資料10の目次から抜けている箇所がありましたので確認の。
2:23:15	江藤願うということでコメントいただいております。
2:23:20	続きまして資料25になりますけれども、
2:23:25	自然現象について既認可に影響がない旨を記載しているんですけども、令和4年度令和3年の変更認可の部分の記載を引用していますけれども、その根拠についてですね、引用すべき基準なんであるかっていうところを再度整理いただくということでコメントいただいております。
2:23:45	この資料25の、質問が展開しまして資料27のところですね、有毒ガス、本文5の記載の方を引用していますけれども、それと新基準との紐

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	づけをどうするのかを再度確認していただくということでコメントいただいております。
2:24:05	はい。東北電力中野 1 点修正できる。1 点追加です。資料 69 と先ほど申し上げましたが資料 6 の、
2:24:14	補足説明資料の中で、86 ページですね。
2:24:19	エルボー、
2:24:21	に関して備考で書いてますけども、そこは備考欄に詳細、
2:24:25	記載することと、
2:24:27	ということでコメントいただいたと理解してます。
2:24:30	あと 1 点追加資料 7 の補足説明資料こちら SGTS ですが、
2:24:36	40 ページ 41 ページの共同計算書の圧力の根拠。
2:24:40	ですね、ここを、
2:24:42	ご説明するというので、コメントいただいています。
2:24:46	振り返りは以上ですがちょっと追加。
2:24:49	あります。すいません。東北電力豊嶋です今ほどの資料 7 SGTS の強度経産省の件ですね倒壊等確認できましたのでご説明いたします。
2:25:00	現場ことフランジで、
2:25:02	適用する。
2:25:03	のインプットとする圧力の違いがあるところはなぜかというご質問に対する、
2:25:11	ご説明になります。
2:25:18	イイダ。
2:25:19	はいこちら現場ことと、フランジということで基本形状の違いですね、基本的には評価は最高使用圧力をインプットとして計算しますので、
2:25:31	F00 一番の最高使用圧力であります。正圧の高い方 13.7 を基本に計算しますが、
2:25:41	弁箱自体は内圧がかかるんで高い方、正圧の高い方の 13.7 を用いますと、フランジについては仮に負圧に、この負圧という値も保守的に設定したものでございますが、
2:25:54	仮に負圧になった場合フランジボルト、
2:25:56	こちらですね制圧だろうが負圧だろうが、
2:26:00	曲げモーメントかかるということで、保守的に、9 月の 23.5 を対比として用いた。
2:26:09	用いてですね、フランジ及びフランジボルトについては応力計算をしていると、ということになります。以上でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:39	もしよければ、ぱっと見、何で違うのっていうところが疑問に思うところなので、簡単にでいいので、
2:26:49	備考欄カードどこかに、そのあたりの説明を出していただけますか。
2:26:57	はい。東北電力豊嶋でございます。当該の強度計算書のフランジ及びフランジボルトの応力解析のところですね、23.5 のところに注記いうて一応説明は書いてるんですけどなぜこの説明を適用するのかと。
2:27:12	いうところを、もう少し補足させていただきたいと思います。
2:27:19	そうですね。ここも含めてちょっと説明はちょっと検討して追記いたします。以上です。
2:27:26	はい。よろしくお願いいたします。
2:27:30	一応の振り替えっていう、
2:27:38	そろってた。
2:27:39	漏れある。
2:27:44	へえ。
2:27:46	はい。
2:27:48	すいませんちょっと漏れがあった場合は後で事務的に連絡するかもしれませんが。はい。よろしくお願いいたします。
2:27:55	それではですねヒアリングとしては、
2:28:01	以上としたいと思いますちょっと資料の提出時期とか次のヒアリングについては追って調整するというので、
2:28:08	ヒアリングは終了します。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。